

浜田市議会政策討論会

令和元年8月5日（月）
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

〔議員〕

川神議長、田畑副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員
芦谷議員、永見議員、佐々木議員、道下議員、西田議員、澁谷議員
西村議員、牛尾議員

〔事務局〕 古森局長、篠原書記

議 題

- 1 高齢者の移動手段の確保について（総務文教委員会提案）
- 2 認知症予防の強化と早期発見について（福祉環境委員会提案）
- 3 お魚センターを中心としたエリアの活性化について（産業建設委員会提案）
- 4 その他

令和 元 年 6 月 28 日

政策討論会幹事会会長 様

総務文教委員会委員長 野藤 薫

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第 4 条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

高齢者の移動手段の確保

2. 提案理由

(テーマ決定への背景)

少子高齢化と核家族が進み高齢者世帯が増える中、中山間地域のみならず市街地においても日常生活に不可欠な買い物、通院等の移動手段の確保が難しく、代々暮らしてきた地域での生活が困難になりつつある。高齢者の移動手段の確保という課題に対しては現状把握と併せ、様々な面からの分析、検討が求められる。合併により浜田市全域が過疎地域の指定となったが、1980 年代の行政改革による公的職場の民営化と非正規雇用の拡大という雇用環境の変化により、大都市圏への人口流失を促進し、地域での支えあいという共助の社会的基盤を弱めた。また、モータリゼーションの発達による自家用車の普及と規制緩和は地域公共交通の衰退を招いた。

(浜田市の現状)

経営基盤の脆弱な浜田市においては、民間バスの減便、路線廃止を余儀なくされ、利便性低下は利用者離れを招き、運賃収入の減はさらなる効率化施策につながるという負のスパイラルに陥っている。タクシー業界も規制緩和により厳しい経営環境にあり、慢性的な運転手不足は深刻な状況である。認知症高齢者の増加や高齢者による事故をきっかけとして運転免許の自主返納も進むが、自家用車なしでの生活は成り立たず高齢でも運転せざるを得ない実態もある。「バス停に行くまでができない」現状にドア To ドアの観点からタクシーが適しているが利用料金は高い。知人等に乘せてもらう場合も気遣いなど精神的負

担も大きい。地域の要望によりボランティアによる自治会輸送や有償運送が市内3地区で実施されているが、運営及びドライバー等担い手の確保の難しさやボランティア依存の限界も指摘されており、事故の際の対応、持続可能性の面での課題は多い。敬老福祉乗車券制度の拡充を求める声、電動四輪車のリース、購入助成など多様なニーズもある。また自動運転や配車アプリ利用のシステム、国のグリーンスローモビリティの推進事業の活用等も考えられるが、限られた財源で有効かつ効果的な対策が求められる。

(討論のポイント)

- (1) 高齢者の移動手段確保における自助、共助、公助の範囲
- (2) 既存事業者との連携と共存、連絡調整機能及び責任体制の明確化
- (3) 事業策定のための専門部署の設置

を中心に、高齢者の移動手段確保について討論が必要と思われる。

3. 資料など

第2次浜田市地域公共交通再編計画の第4章公共交通利用動向の1 敬老乗車券購入者アンケート (2) 調査結果②利用交通機関別主要目的地を抜粋添付

②利用交通機関別主要目的地

- 民間路線バス利用時の主要目的地としては、浜田自治区の各地区及び各自治区とも中心市街地の医療機関、商業施設が上位を占めています。
- タクシー利用時の主要目的地としては、浜田自治区の各地区及び金城自治区は、民間路線バスと同様の傾向にありますが、旭、弥栄、三隅自治区では、各自治区内の医療機関、商業施設が上位を占めています。

民間路線バス利用時の主要目的地（上位 5）

	浜田地区 (n=163)	石見地区 (n=224)	長浜地区 (n=143)	周布地区 (n=69)	美川地区 (n=31)
1	医療センター 23%	医療センター 15%	ゆめタウン 16%	医療センター 22%	医療センター 13%
2	浜田駅 18%	ゆめタウン 14%	医療センター 14%	ゆめタウン 14%	沖田医院 13%
3	ゆめタウン 9%	沖田医院 10%	浜田駅 11%	浜田駅 12%	浜田駅 10%
4	沖田医院 6%	浜田駅 7%	沖田医院 6%	浜田市役所 4%	ゆめタウン 10%
5	総合福祉センター 3%	シティパルク 5%	おさだ眼科 3%	中村胃腸科内科 4%	中村胃腸科内科 10%
5					彌重内科眼科 10%
	国府地区 (n=118)	金城自治区 (n=71)	旭自治区 (n=29)	弥栄自治区 (n=29)	三隅自治区 (n=71)
1	医療センター 18%	おさだ眼科 18%	医療センター 52%	医療センター 24%	医療センター 18%
2	浜田駅 13%	金城沖田内科 14%	おさだ眼科 10%	浜田駅 17%	益田赤十字病院 14%
3	ゆめタウン 8%	医療センター 13%	ゆめタウン 7%	ゆめタウン 10%	もりわき眼科 11%
4	沖田医院 8%	ゆめタウン 11%	あさひ診療所 7%	おさだ眼科 10%	浜田駅 7%
5	シティパルク 4%	浜田駅 4%		中村整形外科 10%	イオン益田店 6%
5	浜田市役所 4%				

市生活路線バス利用時の主要目的地（上位 5）

	弥栄野原線 (n=28)	金城自治区 (n=12)	旭自治区 (n=25)	三隅自治区 (n=148)
1	浜田医療センター 19%	金城沖田医院 33%	上田医院（邑南町） 20%	中村医院（三隅町） 20%
2	シティパルク 9%	波佐診療所 17%	あさひ診療所 16%	寺井医院 18%
3	沖田医院 9%	浜田市金城支所 17%	A コープあさひ 16%	A コープみすみ 14%
4	笠田医院 9%	キヌヤ金城店 17%	浜田市旭支所 12%	サンプラム 11%
5	島根県立大学 9%		JA しまね旭支店 8%	野上医院 7%
5	おさだ眼科 9%		大山歯科医院 8%	

タクシー利用時の主要目的地（上位 5）

	浜田地区 (n=257)	石見地区 (n=260)	長浜地区 (n=81)	周布地区 (n=45)	美川地区 (n=34)
1	医療センター 21%	医療センター 15%	ゆめタウン 14%	浜田駅 16%	医療センター 9%
2	浜田駅 14%	浜田駅 13%	医療センター 12%	医療センター 11%	ゆめタウン 9%
3	ゆめタウン 9%	ゆめタウン 8%	浜田駅 9%	トライアル 11%	中村整形外科 9%
4	沖田医院 9%	沖田医院 7%	おさだ眼科 9%	都医院 9%	沖田医院 6%
5	おさだ眼科 5%	おさだ眼科 5%	トライアル 5%	三隅整形外科 7%	中村医院 6%
5			山根病院 5%		キヌヤ笠柄店 6%
	国府地区 (n=95)	金城自治区 (n=53)	旭自治区 (n=40)	弥栄自治区 (n=18)	三隅自治区 (n=60)
1	医療センター 28%	医療センター 23%	A コープあさひ 18%	弥栄診療所 33%	寺井医院 20%
2	やすぎクリニック 12%	沖田医院 9%	あさひ診療所 13%	杵束郵便局 11%	中村医院（三隅） 13%
3	浜田駅 8%	金城沖田医院 9%	旭インターチェンジ 13%	A コープやさか 11%	野上医院 10%
4	北村内科 6%	波佐診療所 9%	医療センター 13%		A コープみすみ 7%
5	沖田医院 4%	浜田駅 9%	浜田駅 10%		JA しまね三隅 7%
5	真鍋医院 4%				三隅三保駅 7%

※医療センター：浜田医療センター、ゆめタウン：ゆめタウン浜田、総合福祉センター：浜田市総合福祉センター

高齢者の移動手段の確保

令和元年度8月5日
総務文教委員会

提案の趣旨

浜田市においては、少子高齢化による人口減少の進展により、民間の路線バスの乗降客の減少傾向に歯止めが掛からず、事業者の不採算路線の見直しの結果、便数、運行時間が縮小し続けている。また、それを補完する浜田市の代替輸送においても利用者数が低迷している。

市街地や中山間地域を問わず、住民から共通して聞く意見として「バス停に行くまでができない」との声が多くあり、特に日常生活の中で通院と買い物への移動手段の確保が、大変困難だと聞いている。

当市において、交通空白地に対応するため地域のボランティアによる自治会輸送や有償運送も現在3ヶ所で実施しているが、全市域に広がっていない。この事は、利用者ニーズと現実乖離があると言わざるをえない。

第2次地域公共交通再編計画が策定されたが、より市民に利用しやすい制度への議論が必要と考える。

討議する点

- ① 高齢者の移動手段確保における自助、共助、公助の範囲
- ② 既存事業者との連携と共存と連絡調整機能及び責任体制の明確化
- ③ 事業策定のための専門部署の設置

討議する点

① 高齢者の移動手段確保における自助、共助、公助の範囲

【自助】

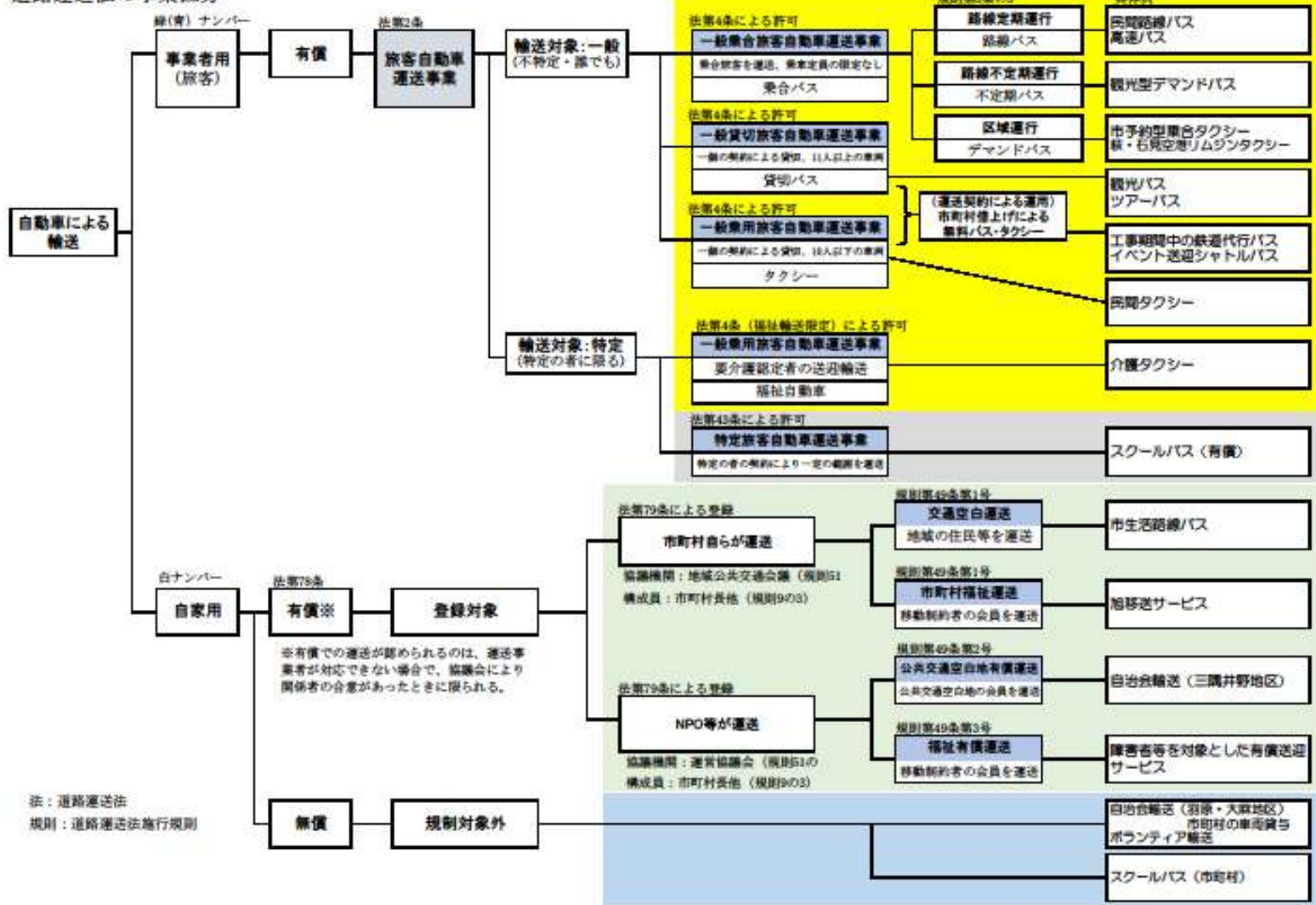
2028年には免許非保有者が4000人と想定され、現在の半数で自家用車での移動（自助）は増加する。

【共助及び公助】

1. 市委託の予約型乗合タクシーと井野地区公共交通空白地有償運送がある。利用者負担は低額だが、移動範囲は自治区内で、便数も少ない。
2. 大麻地区自治会輸送、羽原地区自治会輸送と1民間の無償（ボランティア）タクシーがあり、利用者負担は燃料代等の実費である。移動範囲の制限は無いが、ドライバー確保など課題がある。

道路運送法の事業区分

道路運送法の事業区分



浜田市のバス・タクシー 運行制度一覧

種別	運行主体	区分	利用者負担	使いやすさ			運行の制限		利用者の制限		届出・協議の必要性など
				弱者	やや弱者	健常者	法規制	運用	法規制	運用	
バス	民間	石見交通線	区間制 均一制	×	○	○	路線 定期	路線 定期			届出:要 協議:不要
	市(委託)	生活路線バス (かなぎおでかけバス、旭路線、 弥栄野原線、ひゃこるバス)	200円 (複数自治区間400円)	×	○	○	路線 定期	路線 定期			届出:要 協議:要(浜田市地域公共交通会議) 会長:副市長
タクシー (有償)	民間	民間タクシー	メーター (時間距離併用)	○	○	○	営業区域	営業区域			届出:要 協議:不要
	民間	民間タクシー (桜ヶ丘買い物タクシー)	定額(3,040円/往復)	○	○	○	営業区域	桜ヶ丘団地 ～ブリル		高齢者クラブ 会員	届出:要 協議:不要
	市(委託)	予約型乗合タクシー (どんちっちタクシー、かなぎふれあい 号、さんさん号、やうね号)	300円	△	○	○	区域 (自治区内)	区域 (自治区内)	地域住民	地域住民	届出:要 協議:要(浜田市地域公共交通会議) 会長:副市長
	自治会	井野地区公共交通空白地有償運送 (井野っ地号)	500円	○	○	○	区域 (自治区内)	区域 (自治区内)	地域住民	地域住民	届出:要 協議:要(浜田市有償運送運営協議会) 会長:三隅自治会長
	自治会	大府地区自治会輸送 (大府コミュニティワゴン)	100円 (燃料代、駐車料金、高速代 以内)	○	○	○	無 どこでも行ける	周布・三隅・ 地域内	無	地域住民	浜田市所有車を無償貸与(2台)
(ボラン タリー ア運 送)	自治会	羽原地区自治会輸送	200円 (燃料代、駐車料金、高速代 以内)	○	○	○	無 どこでも行ける	市内	無	地域住民	浜田市所有車を無償貸与(1台)
	民間	ボランティア運送 (コムサ)	100円 (燃料代、駐車料金、高速代 以内)	○	○	△	無 どこでも行ける	旧那賀郡から 浜田へ	無	旧那賀郡居住者	自己(コムサ)車両を使用

討議する点

② 既存事業者との連携と共存、連絡調整機能及び責任体制の明確化

平成19年7月・・・浜田市地域公共交通会議が設置された
平成23年5月・・・浜田市地域公共交通活性化協議会が発足
平成24年3月・・・浜田市地域公共交通基本計画策定
平成28年3月・・・第1次浜田市地域公共交通再編計画策定
平成31年3月・・・第2次浜田市地域公共交通再編計画策定

【公共交通等に関する組織】

- 浜田市地域公共交通会議
- 浜田市地域公共交通活性化協議会
- 浜田市有償運送運営協議会

根拠法令により設置されているが、計画策定にあたり十分議論が尽くされているのか

討議する点

③ 事業策定のための専門部署の設置

先進地への視察は、福岡県八女市の予約型乗合タクシー、通称「ふる里タクシー」である。平成19年7月に長野県安曇野市の事例を参考に八女市住民移送サービス研究委員会と言う庁内組織が発足、翌年9月に八女市地域公共交通協議会が設立されている。

旗振り役は当時の市長と聞いているが、行政が主導的に役割を持って動いた事は大きい。民間事業者間では調整が難しく、専門部署の設置が必要と感じる。

八女市予約型乗合タクシーの概要

I 事業の概要

事業主体：八女市・八女市地域公共交通協議会

事業形態：国土交通省所管事業による実証運行（平成21～23年度）を経て平成24年度から本格運行へ移行

運行方式：電話予約によるドアツードア方式の乗合タクシー

運行内容：市内11エリアのエリア内移動を原則に、平日のみ8便運行

運行台数：12台（10人乗りワゴン型タクシー）※金曜日のみ13台

委託業者：予約受付・配車等運行管理業務 … 八女市商工会

車両運行業務…大丸タクシー(株)、堀川バス(株)、くろき交通

(有)川島タクシー、星野タクシー(有)、(有)八女観光バス（順不同）

予約配車システム…西日本電信電話(株)（NTT西日本）

利用方法：①事前登録 ②電話で予約 ③玄関から玄関まで送迎

利用料金：片道300円（旧市町村を越えるエリア移動は400円）

利用見込：1日220人、年間53,900人（H30年度実績49,850人）

II 導入までの経過

【事業の背景】

八女市は、平成18年10月に旧上陽町を編入、更に平成22年2月に周辺2町2村（黒木町・立花町・矢部村・星野村）を編入し、人口約70,500人、面積482.44km²の自治体となった。

歴史的に、既に日常生活文化圏を構成していた2町2村と合併した新八女市は、「定住自立圏構想」に基づく、安全・安心なまちづくりを目指している。



【事業の目的】

広大な山間地域を抱え、全国平均を大きく上回る高齢化（34.8%：H31.3住基人口63,371人 65歳以上22,080人）が進む中、定住自立圏構想の柱の一つである地域公共交通の維持・確保を図るため、既存の路線バス、患者輸送車、福祉バス等の地域生活交通を抜本的に見直し、デマンド交通を導入した。この新しい交通システムを活用し、市内に点在していた交通空白地域の

解消を図り、安全・安心のまちづくりを支えていくものである。

【取組みの経過】

- 平成19年7月 八女市住民移送サービス研究委員会設置（庁内組織）
- 平成20年9月 八女市地域公共交通協議会設立
（市、交通事業者、利用者、その他関係団体で構成）
- 平成21年3月 八女市地域公共交通総合連携計画策定（国交省「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用。実証運行も同事業）
- 平成22年1月 第1次実証運行開始（1/18）
2エリア3台（旧八女市及び旧上陽町の一部）
- 2月 利用促進PR及び全域拡大に向けた地域説明会開始
- 12月 第2次実証運行開始（新市全域運行）（12/1）
11エリア11台 利用登録者 8,802人
※黒木予約バス、星野コミュニティバス 廃止
- 平成23年4月 12台運行（八女エリア1台増車）開始（4/1）
※堀川バスダイヤ改正（朝夕便、スクール便運行）
※福祉バスさちかぜ号、患者輸送車 休止
- 8月 アンケート調査実施（利用経験者400人、未経験者100人）
※80%の方が「暮らしが便利になった」と回答
- 11月 愛称募集（115点の応募の中から「ふる里タクシー」に）
- 平成24年4月 本格運行へ移行
- 6月 「生活交通ネットワーク計画」策定
- 11月 国土交通省「地域公共交通確保維持事業費補助金」申請
- 平成25年9月 平成25年度地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰受賞

Ⅲ 今後の取り組み

平成24年度から本格運行に移行したが、エリア越え、運行日、運行時間など、「乗合タクシーの運行ルール」や「路線バスとの連携」等の課題は多く残っており、今後とも、市民に末永く親しまれる公共交通機関となることを目指し、改善を進めていく。



■初期導入経費及び財源

(単位:千円)

項目	年度区分	補助対象経費	対象外経費	計
予約システム	1次導入時(H21年度)	24,086	5,040	29,126
	2次導入時(H22年度)	15,960	3,739	19,699
	計	40,046	8,779	48,825

財源内訳	年度区分	地域公共交通活性化・再生総合事業補助金	地域活性化経済危機対策臨時交付金	定住自立圏整備基金	一般財源等	計
	1次導入時(H21年度)	12,043	5,040		12,043	29,126
	2次導入時(H22年度)	2,912		16,787		19,699
	計	14,955	5,040	16,787	12,043	48,825

■維持管理費及び財源

(単位:千円)

項目	年度区分	運営費等	予約センター運営	車両運行業務	計画策定業務委託	車両購入補助	システム関係費	PR活動費	計
決算額	平成24年度	782	19,929	38,144			3,162	382	62,399
	平成25年度	683	17,556	40,423			1,821	58	60,541
	平成26年度	1,240	17,960	42,363			3,205	130	64,898
	平成27年度	1,576	16,200	45,189			5,534	186	68,685
	平成28年度	1,529	18,812	45,566	5,940		5,833	70	77,750
	平成29年度	689	17,210	48,120	6,750		7,553	1,458	81,780
	平成30年度	460	17,001	48,966		4,500	7,553	5,318	83,798

※網計画推進事業費を含む

財源内訳	年度区分	過疎対策事業債	国庫補助金	一般財源等	計
	平成24年度	55,000	6,394	1,005	62,399
	平成25年度	41,200	19,216	125	60,541
	平成26年度	43,700	19,970	1,228	64,898
	平成27年度	53,200	14,273	1,212	68,685
	平成28年度	46,300	17,982	13,468	77,750
	平成29年度	34,000	9,832	37,948	81,780
	平成30年度	40,000	13,787	30,011	83,798

◆補助金額推移【地域公共交通確保維持改善事業費補助金】

・平成24年度(H24年04月～H24年9月)	6,394千円
・平成25年度(H24年10月～H25年9月)	19,216千円
・平成26年度(H25年10月～H26年9月)	19,970千円
・平成27年度(H26年10月～H27年9月)	14,273千円
・平成28年度(H27年10月～H28年9月)	17,982千円
・平成29年度(H28年10月～H29年9月)	9,832千円
・平成30年度(H29年10月～H30年9月)	13,787千円

■乗合タクシー導入前後の経費比較【導入前と平成23年度実績との比較】

(単位:円)

交通機関名	導入前		導入後		差引	備考
	内容	金額	内容	金額		
路線バス	7路線	53,350,000	4路線	30,030,000	△ 23,320,000	羽矢線、星野線、横山線、迎春線、白木線、広川線、久留米線
路線バス(朝夕便)			3路線	7,150,000	7,150,000	迎春線315万円+白木線150万円+星野(十籠~浦)250万円
路線バス(スクール便)			1路線	1,663,480	1,663,480	横山線350万円-小中学生定期券収入※教委のスクールバス不要
小計		53,350,000		38,843,480	△ 14,506,520	
さちかぜ号	4コース	2,640,000	廃止	0	△ 2,640,000	
予約バス	6路線	21,000,000	廃止	0	△ 21,000,000	
代替バス	黒木	3,600,000	移管	0	△ 3,600,000	学校教育へ移管予定
患者輸送車	2台	4,634,000	廃止	0	△ 4,634,000	
コミュニティバス	2台	5,033,000	廃止	0	△ 5,033,000	
小計		36,907,000		0	△ 36,907,000	
乗合タクシー			12台+予備1台	37,676,500	37,676,500	1台:2000円×8H×244日=3,904千円 運賃の1/2を相殺済
予約センター			オペレーター6人	19,473,550	19,473,550	人件費15,472千円 通信費1,653千円 管理運営費2,349千円
システム維持費			一式	1,512,000	1,512,000	NTT保守料
事務費、広告宣伝費等			一式	3,407,858	3,407,858	協議会運営費126千円 事務費2,246千円(臨時職員1人)等
小計				62,069,908	62,069,908	
合計		90,257,000		100,913,388	10,656,388	

■収入を加味した比較

交通機関名	変更前		変更後		差引	備考
	内容	金額	内容	金額		
上表合計再掲		90,257,000		100,913,388	10,656,388	
利用料(運賃)	予約バス	△ 1,980,000		0	1,980,000	乗合タクシーの運賃は業者の収入。運賃の1/2を委託料から減額
国庫補助金	予約バス	△ 4,306,000	乗合タクシー	△ 13,013,550	△ 8,707,550	地域公共交通活性化・再生総合事業
合計		83,971,000		87,899,838	3,928,838	

参考資料

○八女市ふる里タクシー動画

<https://www.youtube.com/watch?v=ZP7umHm7ezk&feature=youtu.be> 

○第2次浜田市地域公共交通再編計画（PDF）

www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/.../koutuukeikaku.pdf

別記様式(第 4 条関係)

令和元年 6 月 28 日

政策討論会幹事会会長 様

福祉環境委員会委員長 柳楽真智子

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第 4 条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

認知症予防の強化と早期発見

2. 提案理由

浜田市では、医療費及び介護給付費の増大に伴い、保険料が上昇しており、認知症予防や介護予防の事業が進められているものの、事業成果の把握がしづらい状況であると考えています。また、介護認定者のうち 6 割が認知症を発症している状況があり、介護認定率の上昇に認知症が大きく影響していると考えられます。委員会視察先の鳥取県琴浦町では、平成 16 年から今日までの粘り強い取組により認知症予防で大きな成果をあげておられます。この取組を参考に浜田市の現状に即した認知症予防の強化を議題として、政策討論会で議論し、より効果的な政策提案につなげていきたいと、考えるものです。

3. 資料など

- ①認知症予防の強化と早期発見についての政策提言(案)
- ②要介護認定率・介護保険料全国ランキング、介護保険料推移

認知症予防の強化と早期発見についての政策提言(案)

「自分らしく生き生きと暮らし続けるために」

令和 元 年 7 月

浜田市議会福祉環境委員会

1. はじめに

国の政策としても地域包括ケアシステムの構築が進められており、高齢になっても住み慣れた地域で、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みづくりが急がれます。近年、内臓疾患においては医療が進歩して長寿命化が果たされている一方で、脳機能の低下による認知症の治療法は確立しておらず、早期発見の重要性が指摘されています。高齢化と人口減少が進み、要介護認定率・介護保険料が全国でも高い浜田市において、今後も介護・医療にかかる給付費や保険料の増加が見込まれます。

福祉環境委員会では、平成 16 年から今日までの粘り強い取組により認知症予防で大きな成果をあげておられる鳥取県琴浦町の視察調査を行いました。この事例を参考に浜田市の現状に即した認知症予防の強化を行うために官民一体となって取組む体制づくりを進めることで元気な高齢者を増やし、浜田で暮らすことの満足度を高めることが必要であると考えます。また、介護認定率の高さが医療保険料と介護保険料の高騰につながっていることに鑑み「認知症予防の強化と早期発見について」政策提言を行うことといたしました。

2. 調査内容

平成 30 年 11 月 15 日	鳥取県琴浦町 視察
平成 31 年 3 月 25 日	政策提言について協議
平成 31 年 4 月 11 日	政策提言について協議 (テーマの決定)
平成 31 年 4 月 22 日	政策提言について協議
令和 元年 5 月 13 日	担当部局との意見交換
令和 元年 6 月 3 日	政策提言について協議
令和 元年 6 月 4 日	浜田市社会福祉協議会との意見交換会
令和 元年 6 月 28 日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7 月 3 日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7 月 22 日	(仮称)浜田市診療医との意見交換会

3. 浜田市の現状と課題

浜田市は認知症予防や介護予防、健康寿命の延伸などの事業を進めています。昨年度からは統括保健師を配置し、また、本年度からは「はまだ健康チャレンジ事業」を開始するなど、健康・医療施策に期待をするところです。しかしながら、現状として今ある事業の成果が、あまり見えていないことが課題と考えます。介護認定を受けている人の 6 割以上が認知症を発症していることから、介護認定率の増加に認知症が大きく影響していることが伺えます。認知症サポーター養成講座は開催され、受講者も増加している一方で、受講地区や受講者に偏りが見受けられます。また、1 回の受講だけでは理解が難しく、受講者がサポーターとして地域で実践するには不十分だと考えます。

さらに、認知症の早期発見につながる検査等の機会が少なく、介護予防教室や地区サロンなどが実施されていますが、共通のプログラムは無く、これまでどのように検証をされてきたか明確ではありません。現状として認知症に対する正しい知識と、支え合いの意識の醸成はまだまだ進んでいないと考えます。

4. 先進自治体の取組

鳥取県琴浦町では、認知症の普及啓発と早期発見のために、65歳以上で介護未認定の方を対象に「ひらめきはつらつ教室」（講演、介護予防体操、タッチパネル式コンピューターを用いた 1 次^{※1}スクリーニング法「物忘れ相談プログラム」）を実施し、結果によっては 2 次検査（^{※2}TDAS 検査）を行い、必要に応じて医師の診断を仰ぐ仕組みが構築されています。

また、TDAS 検査の結果により、介護予防教室「はればれ」（TDAS 検査で 7～13 点の人を対象に毎週 1 回）と「いきがい」（TDAS 検査で 6 点以下の人を対象に 2 週に 1 回）では、認知症予防・転倒予防、閉じこもり予防が必要な人対象に、血圧測定、健康チェック、健康体操、レクリエーション、頭の体操、口腔体操などを継続して実施することにより介護認定率や介護保険料の低減に寄与しています。

このような取組が進められたのは、関係者の熱意と住民の認知症に対する理解と支え合いの意識が高まったことによる成果だと考えます。

5. 提言事項

(1) 認知症の理解と普及啓発・早期発見

認知症の早期発見のために「ひらめきはつらつ教室」のような場を提供し、そこから改善や予防に発展させる仕組みづくりが必要です。このような教室は、^{※3}フレイル予防・^{※4}ロコモティブシンドローム予防など、運動機能・栄養・社会参加の 3 本柱を中心とした介護予防をしっかりと進めるためにも、効果的な場の提供であると考えます。

また、タッチパネル・TDAS 検査や保健師等の専門職による問診に加え、家族や近隣住民の気付きにつなげるため、幅広い地域で認知症サポーター養成講座やセミナーなどを開催して、多くの市民に認知症に対する正しい知識・理解を深める機会を提供することが求められています。また、若年性の認知症も増加していることから、幼少期から中年期の市民に対しても啓発を行うために、全学校や企業でサポーター養成講座を実施し、地域にも積極的に開催の呼びかけを行うことが重要だと考えます。併せて認知症の手引きの配布やケーブルテレビでの啓発を行うなど、早期発見と普及啓発の取組を提案いたします。

- ① ふくっぴーサロンや高齢者サロンなどの集いの場を活用し、早期発見・治療につなげるためにタッチパネル式の認知症簡易検査（無料アプリ等の活用含め）を導入し、早期発見・治療につなげる。また、検査の結果に応じて開催

回数を増やすなどの対策を行い、栄養指導や口腔指導、頭の体操や軽運動を実施する。

- ② 認知症サポーター養成講座を全市で開催し、各種団体や企業・学校などでの開催を積極的に要請する。また、量的に養成するだけでなく、活動の任意性を担保しながら、認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、養成講座の修了者が復習も兼ねて学習する機会を設け、地域で実践できる体制づくりを行う。
- ③ 認知症の症状や対応方法を分かり易く解説した手引きの配布や、ケーブルテレビを活用した啓発を行う。

(2) 相談・見守り体制の整備

地域包括支援センターの相談窓口は設置されていますが、周知が十分とは言えません。窓口の周知と相談ホットラインのような、本人や家族が気軽に相談できる体制の整備と、ホームページ上で認知症の相談機関の情報や予防法が手軽に分かるサイトの立ち上げも必要だと考えます。また、すでに行われていますが、家族だけでなく近隣住民からの情報提供によって、保健師・看護師が自宅を訪問し、認知症の早期発見につながるケースもあることから、今ある支援の周知の強化も併せて提案いたします。

- ① ホームページや各種媒体を活用した、相談窓口の周知と体制の整備と、予防法や対応の仕方が分かるサイトの立ち上げと運営。
- ② 認知症初期集中支援チームの体制強化や、すこやか員と保健委員の名称の統一化、また、それらの委員、福祉委員及び食生活改善推進員などの既存団体の役割の明確化。
- ③ 認知症カフェなど悩みや経験を共有し、気軽に相談できる場の提供や、設置に対する支援。

※1 スクリーニング法 : 早期発見・早期治療につなげるための検査

※2 TDAS検査 : タッチパネル式コンピューターを用いる方法で、専門職の臨床心理士が不在でも検査が可能。所要時間は 10 分から 20 分程度で、15 点満点中 6 点以下は正常範囲、7 点から 13 点だとMCI(軽度認知症)、14 点以上だと認知症の疑いがある。

※3 フレイル : 加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねることと生じやすい衰え全般を指す。

※4 ロコモティブシンドローム(運動器症候群) : 骨、関節、筋肉などの「運動器」に障害が起こり、立ったり歩いたりしづらくなった状態。

第1号被保険者に占める要介護認定率 全国市区(広域含)ランキング
(出典:厚生労働省HP)
平成29年12月末

高い順

	都道府県名	保 険 者 名	要介護認定率 (平成29年12月末)
1	北海道	夕張市	26.0%
2	京都府	宮津市	25.0%
3	広島県	三次市	24.9%
4	大阪府	大阪市	24.6%
5	岡山県	高梁市	24.3%
6	北海道	小樽市	24.0%
7	北海道	三笠市	23.9%
8	島根県	浜田地区広域行政組合	23.7%
8	広島県	安芸高田市	23.7%
10	和歌山県	田辺市	23.6%
11	和歌山県	紀の川市	23.4%
11	和歌山県	御坊市	23.4%
13	和歌山県	和歌山市	23.3%
14	広島県	庄原市	23.0%
15	新潟県	佐渡市	22.8%
16	三重県	紀南介護保険広域連合	22.7%
16	長崎県	長崎市	22.7%
16	長崎県	島原地域広域市町村圏組合	22.7%
16	愛媛県	四国中央市	22.7%
20	秋田県	男鹿市	22.6%
20	鹿児島県	南さつま市	22.6%

(参照)

鳥取県	琴浦町	16.6%
-----	-----	-------

低い順

	都道府県名	保 険 者 名	要介護認定率 (平成29年12月末)
1	山梨県	中央市	10.6%
2	愛知県	みよし市	11.3%
3	埼玉県	鶴ヶ島市	11.4%
4	茨城県	牛久市	11.5%
4	山梨県	北杜市	11.5%
6	茨城県	守谷市	11.6%
7	愛知県	小牧市	11.7%
8	埼玉県	吉川市	11.8%
9	茨城県	龍ヶ崎市	11.9%
10	茨城県	鹿嶋市	12.1%
10	千葉県	白井市	12.1%
12	静岡県	御前崎市	12.3%
12	埼玉県	日高市	12.3%
14	静岡県	島田市	12.4%
14	千葉県	四街道市	12.4%
14	静岡県	湖西市	12.4%
17	埼玉県	坂戸市	12.5%
18	千葉県	八街市	12.5%
19	長野県	宮田村	12.5%
20	福岡県	古賀市	12.6%
20	愛知県	知立市	12.6%
20	茨城県	取手市	12.6%
20	茨城県	結城市	12.6%
20	埼玉県	狭山市	12.6%

介護保険料 全国市区(広域含)ランキング

(出典:厚生労働省HP)
平成29年12月末

高い順

(単位:円・%)

	都道府県名	保険者名	第6期保険料 基準額(月額)	第7期保険料 基準額(月額)	保険料基準額 の伸び率	要介護認定率
1	大阪府	大阪市	6,758	7,927	17.3%	24.6%
2	愛媛県	東温市	6,957	7,278	4.6%	21.5%
3	秋田県	男鹿市	6,645	7,157	7.7%	22.6%
4	沖縄県	宮古島市	6,940	7,150	3.0%	21.2%
5	愛媛県	四国中央市	6,840	7,100	3.8%	22.7%
6	沖縄県	那覇市	6,150	7,055	14.7%	18.7%
7	兵庫県	養父市	6,610	7,000	5.9%	21.1%
8	京都府	宮津市	6,217	6,980	12.3%	25.0%
8	島根県	浜田地区広域行政組合	6,560	6,980	6.4%	23.7%
10	三重県	鳥羽市	6,400	6,950	8.6%	20.3%
11	沖縄県	沖縄県介護保険広域連合	6,292	6,915	9.9%	18.3%
12	新潟県	妙高市	5,950	6,900	16.0%	20.9%
13	香川県	東かがわ市	5,500	6,880	25.1%	19.1%
14	沖縄県	うるま市	6,370	6,857	7.6%	19.3%
15	沖縄県	糸満市	6,540	6,830	4.4%	18.7%
16	和歌山県	新宮市	6,440	6,820	5.9%	22.0%
17	秋田県	能代市	5,775	6,800	17.7%	20.9%
17	秋田県	潟上市	6,500	6,800	4.6%	17.9%
17	宮城県	登米市	5,988	6,800	13.6%	21.2%
17	長崎県	長崎市	6,083	6,800	11.8%	22.7%

(参照)

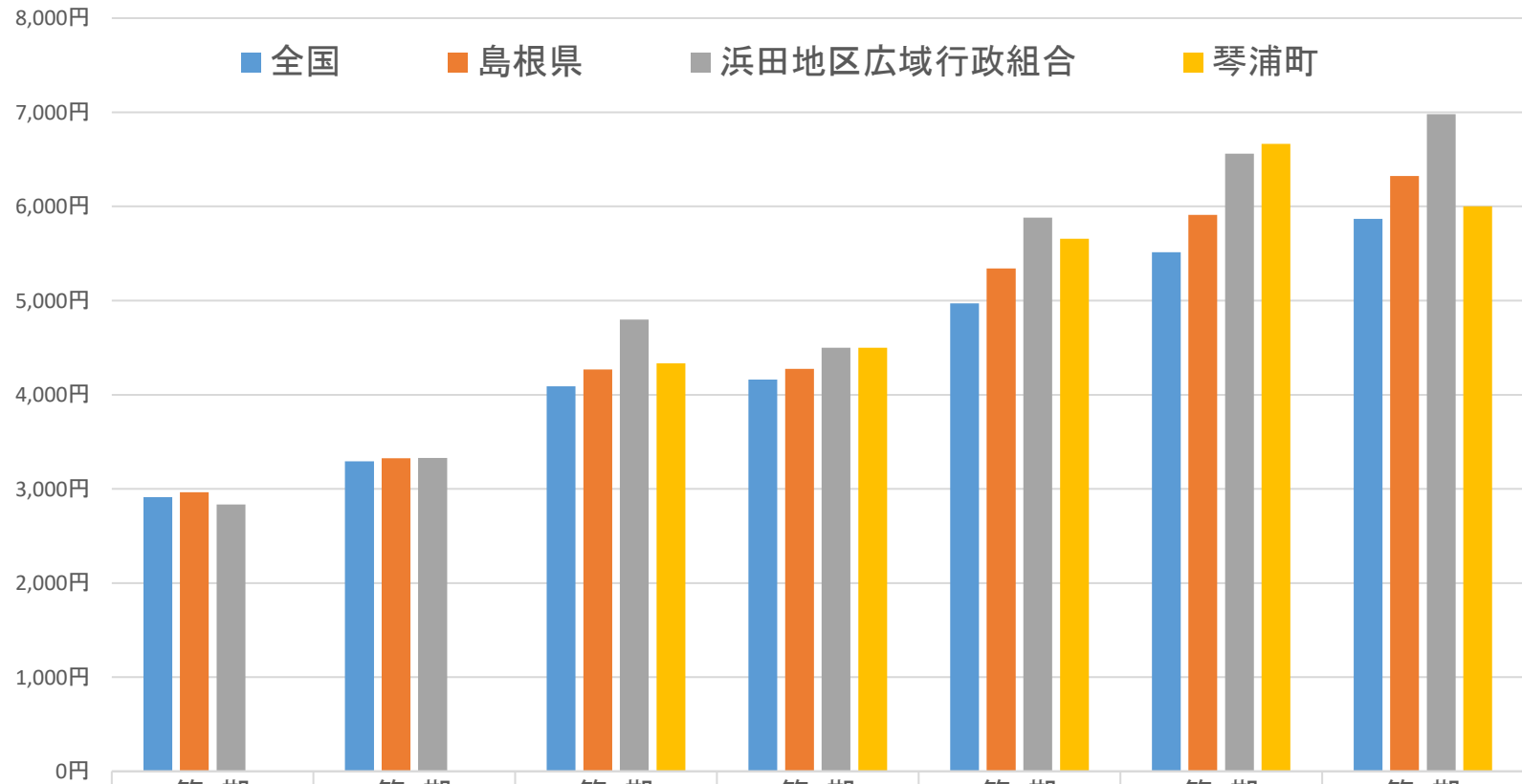
鳥取県	琴浦町	6,666	6,000	-10.0%	16.6%
-----	-----	-------	-------	--------	-------

低い順

(単位:円・%)

	都道府県名	保険者名	第6期保険料 基準額(月額)	第7期保険料 基準額(月額)	保険料基準額 の伸び率	要介護認定率
1	愛知県	みよし市	4,040	4,040	0.0%	11.3%
2	北海道	登別市	3,700	4,300	16.2%	17.5%
2	北海道	根室市	4,100	4,300	4.9%	17.5%
2	茨城県	守谷市	4,508	4,300	-4.6%	11.6%
2	山梨県	北杜市	4,000	4,300	7.5%	11.5%
6	愛知県	小牧市	4,163	4,309	3.5%	11.7%
7	北海道	室蘭市	4,253	4,500	5.8%	16.7%
7	埼玉県	桶川市	4,400	4,500	2.3%	14.0%
7	千葉県	佐倉市	4,700	4,500	-4.3%	12.9%
7	埼玉県	鶴ヶ島市	4,300	4,500	4.7%	11.4%
11	埼玉県	北本市	4,048	4,501	11.2%	13.3%
12	埼玉県	幸手市	4,700	4,509	-4.1%	12.7%
13	奈良県	橿原市	4,778	4,522	-5.4%	15.7%
14	静岡県	三島市	4,261	4,588	7.7%	13.2%
15	埼玉県	和光市	4,228	4,598	8.8%	9.4%
16	北海道	砂川市	4,600	4,600	0.0%	18.5%
16	北海道	深川市	4,600	4,600	0.0%	18.5%
16	千葉県	白井市	4,600	4,600	0.0%	12.1%
16	岐阜県	下呂市	4,850	4,600	-5.2%	16.0%
16	埼玉県	坂戸市	4,600	4,600	0.0%	12.5%

介護保険料額の推移



	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)
■ 全国	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円
■ 島根県	2,963円	3,327円	4,267円	4,274円	5,343円	5,912円	6,324円
■ 浜田地区広域行政組合	2,834円	3,330円	4,800円	4,500円	5,880円	6,560円	6,980円
■ 琴浦町			4,334円	4,500円	5,658円	6,666円	6,000円

認知症予防の強化と早期発見についての政策提言(案)

「自分らしく生き生きと暮らし続けるために」

福祉環境委員会

1.はじめに

高齢になっても住み慣れた地域で「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が、一体的に提供される仕組みづくりの基本となる、地域包括ケアシステムの構築が急がれます。

近年、医療の進歩により長寿命化が果たされている一方、脳機能の低下による認知症の原因や治療法は確立されておらず、早期発見の重要性が指摘されていますが、その取組は道半ばであります。

浜田市における介護認定率や介護保険料の高さは、全国順位の中で高い位置にあり、今後も介護・医療の給付費や保険料の増加が見込まれます。

当委員会では、昨年11月に視察調査を行った鳥取県琴浦町が、認知症予防で大きな成果を上げている事例を参考に、浜田市の現状に即した認知症予防の強化を行うために必要な、官民一体の取組について政策提言を行うこととしました。

2.調査内容

平成30年11月15日	鳥取県琴浦町 視察
平成31年 3月25日	政策提言について協議
平成31年 4月11日	政策提言について協議（テーマの決定）
平成31年 4月22日	政策提言について協議
令和 元年 5月13日	担当部局との意見交換
令和 元年 6月 3日	政策提言について協議
令和 元年 6月 4日	浜田市社会福祉協議会との意見交換会
令和 元年 6月28日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7月 3日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7月22日	福祉環境委員会・健康福祉部合同勉強会
令和 元年 7月31日	政策提言・条例提案について協議



3.浜田市の現状と課題

浜田市は認知症予防や介護予防、健康寿命の延伸などの事業を進めています。昨年度からは統括保健師を配置し、また、本年度からは「はまだ健康チャレンジ事業」を開始するなど、健康・医療施策に期待をするところです。

しかしながら、現状として今ある事業の成果が、あまり見えていないことが課題と考えます。介護認定を受けている人の6割以上が認知症を発症していることから、介護認定率の増加に認知症が大きく影響していることが伺えます。

認知症サポーター養成講座は開催され、受講者も増加している一方で、受講地区や受講者に偏りが見受けられます。また、1回の受講だけでは理解が難しく、受講者がサポーターとして地域で実践するには不十分だと考えます。

さらに、認知症の早期発見につながる検査等の機会が少なく、介護予防教室や地区サロンなどが実施されていますが、共通のプログラムは無く、これまでどのように検証をされてきたか明確ではありません。現状として認知症に対する正しい知識と、支え合いの意識の醸成はまだまだ進んでいないと考えます。

第1号被保険者に占める要介護認定率全国市区(広域含) ランキング

(出典：厚生労働省HP) 平成29年12月末現在

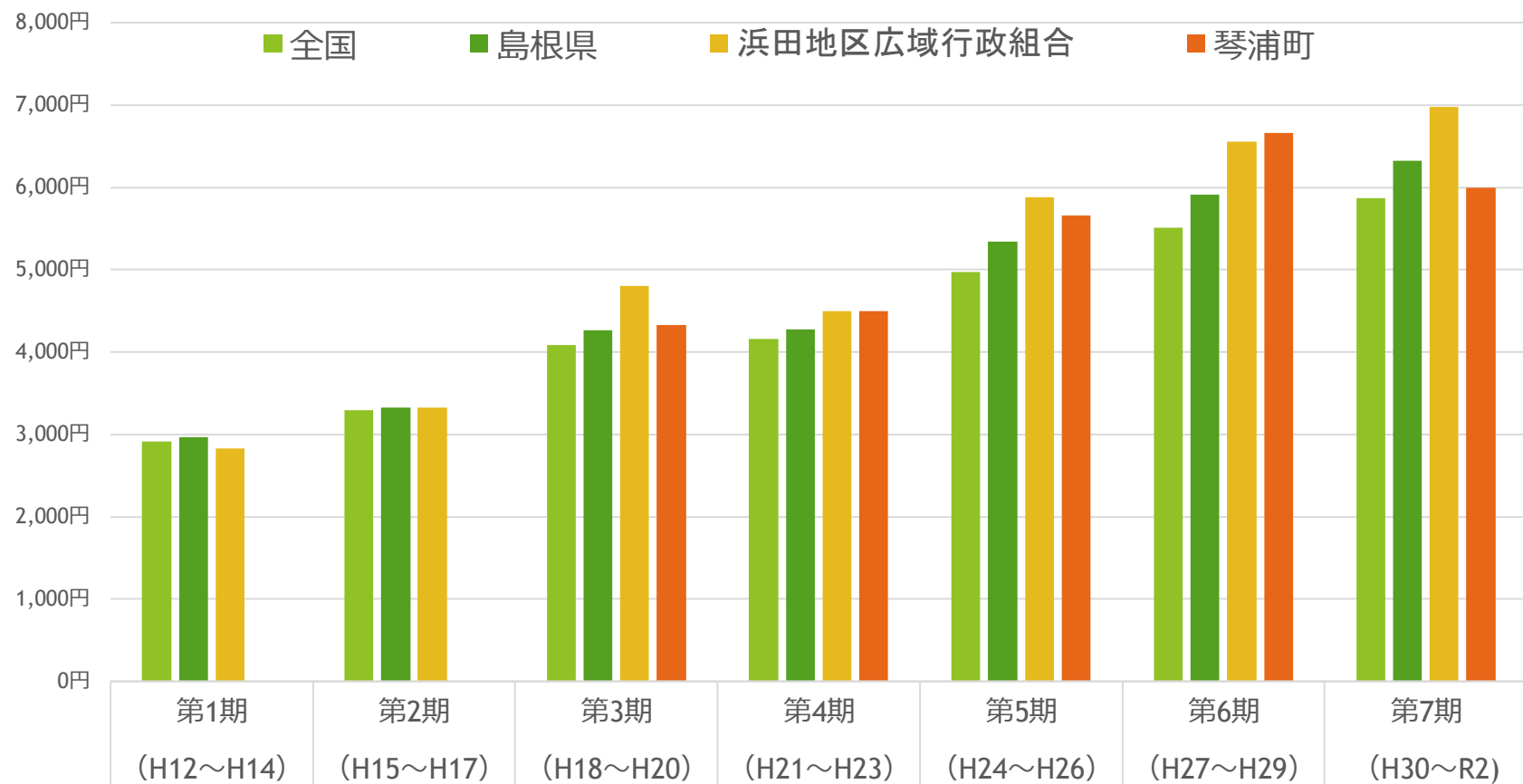
	都道府県名	保 険 者 名	要介護認定率 (平成29年12月末)
1	北海道	夕張市	26.0%
2	京都府	宮津市	25.0%
3	広島県	三次市	24.9%
4	大阪府	大阪市	24.6%
5	岡山県	高梁市	24.3%
6	北海道	小樽市	24.0%
7	北海道	三笠市	23.9%
8	島根県	浜田地区広域行政組合	23.7%
8	広島県	安芸高田市	23.7%
10	和歌山県	田辺市	23.6%
11	和歌山県	紀の川市	23.4%
11	和歌山県	御坊市	23.4%
13	和歌山県	和歌山市	23.3%
14	広島県	庄原市	23.0%
15	新潟県	佐渡市	22.8%
16	三重県	紀南介護保険広域連合	22.7%
16	長崎県	長崎市	22.7%
16	長崎県	島原地域広域市町村圏組合	22.7%
16	愛媛県	四国中央市	22.7%
20	秋田県	男鹿市	22.6%
20	鹿児島県	南さつま市	22.6%
(参照)			
	鳥取県	琴浦町	16.6%

介護保険料 全国市区(広域含) ランキング

(出典：厚生労働省HP) 平成29年12月末現在

	都道府県名	保険者名	第6期保険料 基準額(月額)	第7期保険料 基準額(月額)	保険料基準額 の伸び率	要介護認定率
1	大阪府	大阪市	6,758	7,927	17.3%	24.6%
2	愛媛県	東温市	6,957	7,278	4.6%	21.5%
3	秋田県	男鹿市	6,645	7,157	7.7%	22.6%
4	沖縄県	宮古島市	6,940	7,150	3.0%	21.2%
5	愛媛県	四国中央市	6,840	7,100	3.8%	22.7%
6	沖縄県	那覇市	6,150	7,055	14.7%	18.7%
7	兵庫県	養父市	6,610	7,000	5.9%	21.1%
8	京都府	宮津市	6,217	6,980	12.3%	25.0%
8	島根県	浜田地区広域行政組合	6,560	6,980	6.4%	23.7%
10	三重県	鳥羽市	6,400	6,950	8.6%	20.3%
11	沖縄県	沖縄県介護保険広域連合	6,292	6,915	9.9%	18.3%
12	新潟県	妙高市	5,950	6,900	16.0%	20.9%
13	香川県	東かがわ市	5,500	6,880	25.1%	19.1%
14	沖縄県	うるま市	6,370	6,857	7.6%	19.3%
15	沖縄県	糸満市	6,540	6,830	4.4%	18.7%
16	和歌山県	新宮市	6,440	6,820	5.9%	22.0%
17	秋田県	能代市	5,775	6,800	17.7%	20.9%
17	秋田県	潟上市	6,500	6,800	4.6%	17.9%
17	宮城県	登米市	5,988	6,800	13.6%	21.2%
17	長崎県	長崎市	6,083	6,800	11.8%	22.7%
(参照)						
	鳥取県	琴浦町	6,666	6,000	-10.0%	16.6%

介護保険料額の推移



■ 全国	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円
■ 島根県	2,963円	3,327円	4,267円	4,274円	5,343円	5,912円	6,324円
■ 浜田地区広域行政組合	2,834円	3,330円	4,800円	4,500円	5,880円	6,560円	6,980円
■ 琴浦町			4,334円	4,500円	5,658円	6,666円	6,000円

4.先進自治体の取組

鳥取県琴浦町では、認知症の普及啓発と早期発見のために、65歳以上で介護未認定の方を対象に「ひらめきはつらつ教室」（講演、介護予防体操、タッチパネル式コンピューターを用いた1次※¹スクリーニング法「物忘れ相談プログラム」）を実施し、結果によっては2次検査（※²TDAS検査）を行い、必要に応じて医師の診断を仰ぐ仕組みが構築されています。

また、TDAS検査の結果により、介護予防教室「はればれ」（TDAS検査で7～13点の人を対象に毎週1回）と「いきがい」（TDAS検査で6点以下の人を対象に2週に1回）では、認知症予防・転倒予防、閉じこもり予防が必要な人を対象に、血圧測定、健康チェック、健康体操、レクリエーション、頭の体操、口腔体操などを継続して実施することにより介護認定率や介護保険料の低減に寄与しています。

このような取組が進められたのは、関係者の熱意と住民の認知症に対する理解と支え合いの意識が高まったことによる成果だと考えます。



5. 提言事項

(1) 認知症の理解と普及啓発・早期発見

認知症の早期発見のために「ひらめきはつらつ教室」のような場を提供し、そこから改善や予防に発展させる仕組みづくりが必要です。このような教室は、※³フレイル予防・※⁴口コモティブシンドローム予防など、運動機能・栄養・社会参加の3本柱を中心とした介護予防をしつかりと進めるためにも、効果的な場の提供であると考えます。

また、タッチパネル・T D A S 検査や保健師等の専門職による問診に加え、家族や近隣住民の気付きにつなげるため、幅広い地域で認知症サポーター養成講座やセミナーなどを開催して、多くの市民に認知症に対する正しい知識・理解を深める機会を提供することが求められています。

さらに若年性の認知症も増加していることから、幼少期から中年期の市民に対しても啓発を行うために、全学校や企業でサポーター養成講座を実施し、地域にも積極的に開催の呼びかけを行うことが重要だと考えます。併せて認知症の手引きの配布やケーブルテレビでの啓発を行うなど、早期発見と普及啓発の取組を提案いたします。

- ① ふくっぴーサロンや高齢者サロンなどの集いの場を活用し、早期発見・治療につなげるためにタッチパネル式の認知症簡易検査（無料アプリ等の活用含め）を導入し、早期発見・治療につなげる。また、検査の結果に応じて開催回数を増やすなどの対策を行い、栄養指導や口腔指導、頭の体操や軽運動を実施する。
- ▶ ② 認知症サポーター養成講座を全市で開催し、各種団体や企業・学校などでの開催を積極的に要請する。また、量的に養成するだけでなく、活動の任意性を担保しながら、認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、養成講座の修了者が復習も兼ねて学習する機会を設け、地域で実践できる体制づくりを行う。
- ▶ ③ 認知症の症状や対応方法を分かり易く解説した手引きの配布や、ケーブルテレビを活用した啓発を行う。



5.提言事項

(2) 相談・見守り体制の整備

地域包括支援センターの相談窓口は設置されていますが、周知が十分とは言えません。窓口の周知と相談ホットラインのような、本人や家族が気軽に相談できる体制の整備と、ホームページ上で認知症の相談機関の情報や予防法が手軽に分かるサイトの立ち上げも必要だと考えます。また、すでに行われていますが、家族だけでなく近隣住民からの情報提供によって、保健師・看護師が自宅を訪問し、認知症の早期発見につながるケースもあることから、今ある支援の周知の強化も併せて提案いたします。

- ①ホームページや各種媒体を活用した、相談窓口の周知と体制の整備と、予防法や対応の仕方が分かるサイトの立ち上げと運営。
- ②認知症初期集中支援チームの体制強化や、すこやか員と保健委員の名称の統一化、また、それらの委員、福祉委員及び食生活改善推進員などの既存団体の役割の明確化。
- ③認知症カフェなど悩みや経験を共有し、気軽に相談できる場の提供や、設置に対する支援。

6. その他

条例提案検討中(9月定例会議提案予定)

浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案) ※現在、検討中のため、条文について変更される可能性があります。

私たちは、認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症に関する正しい知識を得て、積極的に認知症予防に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市、認知症の人、市民、事業者及び関係機関の責任と役割を明らかにすることによって、認知症に関する施策と取組を総合的に推進し、誰もが生き生きと活躍でき、希望を持って安心して暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は滞在する者(通勤又は通学をする者を含む。)をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等の機関をいう。
- (5) 認知症サポーター 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする者をいう。
- (6) 生活習慣病 食生活、運動、喫煙、ストレスなど生活習慣が深く関与し、脳血管疾患、心疾患の発症の原因となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の疾患の総称をいう。

(基本理念)

第3条 認知症の人にやさしいまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき、市、市民、事業者、関係機関が推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症の人とその家族のよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。
- (2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。
- (3) 市、認知症の人、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携すること。

(市の責任)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、事業者、関係機関と連携し、生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要な組織体制の整備を図るとともに、絶えず施策の実施状況と効果を検証し、内容を見直すものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮するものとする。

3 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になったとしても自分らしくより良い暮らしができるための備えとして、関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症の人が安心して自らの意思によって働くことができるよう、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。

2 事業者は、認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、市民、関係機関、市が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、早期から認知症の人の変化に気づき、認知症の人が安心して暮らすことができるように当該機関が連携し、協働して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材の育成と正しい知識の普及)

第8条 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

2 市は、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施するものとする。

(認知症予防施策)

第9条 市は、認知症予防活動のための施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、認知症の発症や進行に生活習慣病が深く関わっていることに鑑み、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行うものとする。

3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。

(認知症の人とその家族への支援施策)

第10条 市は、認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援するものとする。

2 市は、認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備するものとする。

3 市は、行方不明となる恐れのある認知症の人を早期に発見保護するため、市民、事業者、関係機関などと連携した見守り体制を図るものとする。

4 市は、認知症と診断された人による事故について、本人とその家族に対し、必要な相談支援を行うものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

令和元年6月25日

政策討論会幹事会会長 様

産業建設委員会委員長 岡本 正友

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第4条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

お魚センターを中心としたエリアの活性化について
～公の施設の管理運営方法のあり方を含む～

2. 提案理由

市は、しまねお魚センターの土地及び建物を購入予定であるが（予算は平成31年3月補正で議決、購入契約は令和元年6月議会提案）、お魚センターかつその周辺エリアを市民に親しまれ、観光客にも訪れてもらえる『にぎわい創出の場』とするためには、市の整備方針決定前に、緊急かつ集中的に議論する必要がある。

なかでも、本件については、指定管理者制度を用いた施設管理を行う予定としており、民間活力を効果的に用いることにより、事業を適正かつ円滑に進めるためには、公募条件等の整理が重要であると考えます。

また、本施設に限らず、他施設の管理運営においても、民間活力の活用方法については、積極的に用いられるべき考え方であり、指定管理者制度はもとより、公の施設の管理運営方法については、全議員で討議すべきテーマであると考え本件を提案する。

3. 資料など

別添「産業建設委員会 政策討論会議題提案書資料」のとおり

お魚センターを中心としたエリアの活性化について

～公の施設の管理運営方法のあり方を含む～

I 課題認識（これまでの産業建設委員会での議論を経て）

1. エリア全体の開発の方向性と
その事業が不明瞭

2. 公共施設にかかる管理運営の
手法が固定化（マンネリ化）

エリア開発が最適に行われず、開発効果が期待できない！

【理由】

- ・エリアに求める機能が明確でない
- ・みなとオアシスの形骸化
- ・周辺施設との連携がなされていない
（水産ブランドの弱体化）
- ・新お魚センターの役割が明確でない
- ・貿易業・漁業を取り巻く環境の大きな変化

【理由】

- ・管理運営にかかる議論が場当たりので仕組みがない
- ・民間参入の間口が狭い（競争が働きにくい）
- ・手法に関する知識不足

【必要とされる議論】

- ・エリアのコンセプト
- ・体制（づくり）
- ・新お魚センターの役割
- ・エリアへの投資の是非、規模など

【必要とされる議論】

- ・公募方法やプロセスの見直しの必要性
- ・指針や行動計画の必要性など

【期待される成果物】

- ・ **エリア開発の方向性の確認と
そのために必要なこと**

【期待される成果物】

- ・ **民間活用推進のための新しい指針**

執行部

議員
（一般質問等）

産業建設委員会

市民
（議会報告会等）

浜田漁港周辺エリア
活性化検討委員会

問題・課題について、**議会全体で**共通認識・議論が必要！

【議員間での議論の必要性】

- 直近の問題であり、緊急性が高い
- 市の主要事業であり、市民の関心も高い
- 管理運営方法については、他の公共施設の新築・改築・運営にも転用できる考え方とポイントである
- 国・県・市町村との連携

Ⅱ 浜田市議会基本条例との整合性

(議会審議における論点整理)

第 8 条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

⇒議会からの提案も同様に下記事項について明らかにした上で提案が必要！

- (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
(4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合振興計画との整合性
(6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算

項目	議会基本条例第8条における位置づけ	内 容
提案の趣旨 (目的)	第8条- (1) 政策の発生源	市は、現在のしまねお魚センターに仲買売場機能を併設し、浜田漁港周辺エリアを賑わい創出につなげるため、(仮称)山陰浜田港公設市場整備事業として、下記スケジュールで計画している。 浜田市民に親しまれ、観光客にも訪れていただける賑わい施設とするためには、管理方法も含め、市は、様々な意見を聴取し、多方面から検討すべきである。 本事業は、浜田市の主要事業であるが、これまで、産業建設委員会においては議論を重ねているものの、議員全体として討議したことはなく、市の整備方針決定前に緊急かつ集中的に議会全体で議論する必要があるため。 ◆しまねお魚センターについて ・平成31年3月補正→土地及び建物を購入予算 ・令和元年5月→しまねお魚センター閉店 ・令和元年6月議会(提案)→土地及び建物購入契約 ・令和元年9月議会(提案)→改修工事費用 補正予算 ・令和元年12月議会(提案)→工事請負契約の締結 ・令和元年12月～令和2年1月→指定管理者募集(2カ月間) ・令和2年6月議会(提案)→指定管理者の指定 ・令和2年6月→協定書締結 ・令和2年7月→指定管理準備期間(約4カ月間) ・令和2年9月→テナント入居、仲買移転(約2カ月間) ・令和2年11月→オープン予定(指定管理者管理運営開始～令和6年3月)
背景	第8条- (2) 提案に至るまでの経緯	①令和元年5月13日に、「お魚センターのリニューアルと港のにぎわいづくり」をテーマに浜田公民館において議会報告会を実施した。参加された市民からは、多くの意見をいただき、市民の事業への関心の強さと施設への期待感を感じた。 ②令和元年5月21日に産業建設委員会で気仙沼市と大船渡市の高度衛生管理型荷捌き所や魚市場を行政視察した。新公設市場に必要な機能や集客施設のあり方等について検証し、説明を受けたり、解散した施設の事例を聞いたりすることで、より認識が深まった。 ③令和元年5月27日の産業建設委員会において、(仮称)山陰浜田港公設市場整備事業の概要について報告がされたが、委員からは多くの質問がなされ、不明瞭な部分、了承しかねる部分が多くあった。
	第8条- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討	岩手県大船渡市(地域HACCP等)、神奈川県中郡大磯町(港のコンセプト等)
	第8条- (4) 市民参加の実施の有無とその内容	有 5月13日、浜田公民館における議会報告会において「お魚センターのリニューアルと港のにぎわいづくり」のテーマで実施。(報告書は別にあり)
	第8条- (5) 総合振興計画との整合性	まちづくり大綱:1.活力のある産業を育て雇用をつくるまち 施策大綱:1-1.水産業の振興 人口減少対策プロジェクトの該当:あり・1.雇用の確保
	第8条- (6) 財源措置	未定
必要な費用 (概算)	第8条- (7) 将来にわたるコスト計算	未定

浜田市議会 政策討論会

お魚センターを中心としたエリアの活性化について ～公の施設の管理運営方法のあり方を含む～

令和元年8月5日
産業建設委員会

提案の趣旨

市は、しまねお魚センターの土地建物を購入決定したが（予算は平成31年3月補正で議決、購入契約は令和元年6月定例会議で議決）、お魚センターかつその周辺エリアについて、市民に親しまれ、観光客にも訪れてもらえる『にぎわい創出の場』とするため、市の整備方針決定前に、議会としての政策提言が必要であり、緊急かつ集中的に議論する必要がある。

【背景・経緯】

- ①公設水産物仲買売場が老朽化し、耐用年数まで残り7年。
- ②(株)はまだ特産品センターから経営が悪化したしまねお魚センターの買取り要請があった。
- ③仲買売場の機能をしまねお魚センターへ移転することが検討がされ、平成30年度に市がしまねお魚センターの土地建物の購入方針を決定した。

(旧) しまねお魚センターの担ってきた役割

(旧) しまねお魚センターの役割

- 水産都市浜田をPRする観光施設
- 山陰浜田港産水産物のPRおよび販売促進施設
浜田港産の「鮮魚」「水産加工品」の販売および飲食の提供
- 「**みなとオアシス浜田**」の中核施設
- 各種イベントの拠点施設
浜っ子まつり、BB大鍋、客船イベントなど

(旧) しまねお魚センターの状況

施設全体

- (旧) しまねお魚センター（施設全体）
 - ・施設全体の入込客数、売上は平成12年度をピークに減少方向にあり、**平成29年度は過去最低を計上。**
- | <客数> | | <売上> | |
|-------|-------|-----------------------|----------|
| H12年度 | 311千人 | H12年度 | 1,089百万円 |
| H29年度 | 123千人 | H29年度 | 233百万円 |
| | | (ピーク時の 21.4%) | |

運営会社

- はまだ特産品センター（運営会社）
 - ・長年の経営不振により自己資本は大幅に毀損
 - ・借入金の償還負担の軽減（元金据置）を行っている。
- ※運営会社が平成29年11月経営難を理由に、浜田市が施設を買い取る事を条件に清算を決定**

しまねお魚センターが抱えてきた課題（検証）

課題

鮮魚・加工・その他

□鮮魚

- ・鮮魚店が少ない（2店舗）。
- ・鮮魚が割高という風評がある。

□加工品

- ・商品が似たり寄ったりしている。

□その他

- ・農産物の販売がない

飲食

- ・食事の選択肢が少ない。
- ・食事の値段が高い。

共通

- ・接客に積極性がない、活気がない。
- ・販売促進が足りていない。
- ・全体的に値段が高い（イメージ）。
- ・空きテナントがある。

原因

鮮魚・加工・その他

- ・近隣の小売業者や仲買売場へ客が流れている。
- ・休業により鮮魚店が1店舗の時期があった。
- ・鮮魚がないという風評。
- ・7店舗中5店舗が加工品店。

飲食

- ・独占になっている。
- ・値段設定が割高という印象。
観光客をターゲットとしているため。
（団体客対応のノウハウは有り）

共通

- ・設立当初から営業の抜本的な見直しをしていない。
- ・接客に対する意識が低い。
- ・販促＝事務局という意識が強い。
事務局に余裕がないため販促が不足している。
- ・販促の分析を行っていない。

問題意識

委員会の問題意識

エリア開発が最適に行われず、開発効果が期待できない

①エリアビジョン（みなとオアシス等）の形骸化改善

→各事業の連動性は何をもってはかられているのか？

②（新お魚センター）と各事業の連動性構築

→HACCP対応は現実可能？それに必要な環境整備は十分か？

→関係者が求める環境整備ができているか？

→エリアでの役割は「賑わい創出」なのか？

③魚価の下落対策（ブランディング）

→既存の戦略（どんちっち3魚）で十分か？

④貿易業・漁業を取り巻く環境の大きな変化への対応

→水産業振興の方向性は？

⑤公共施設の民間委託プロセス最適化の必要性

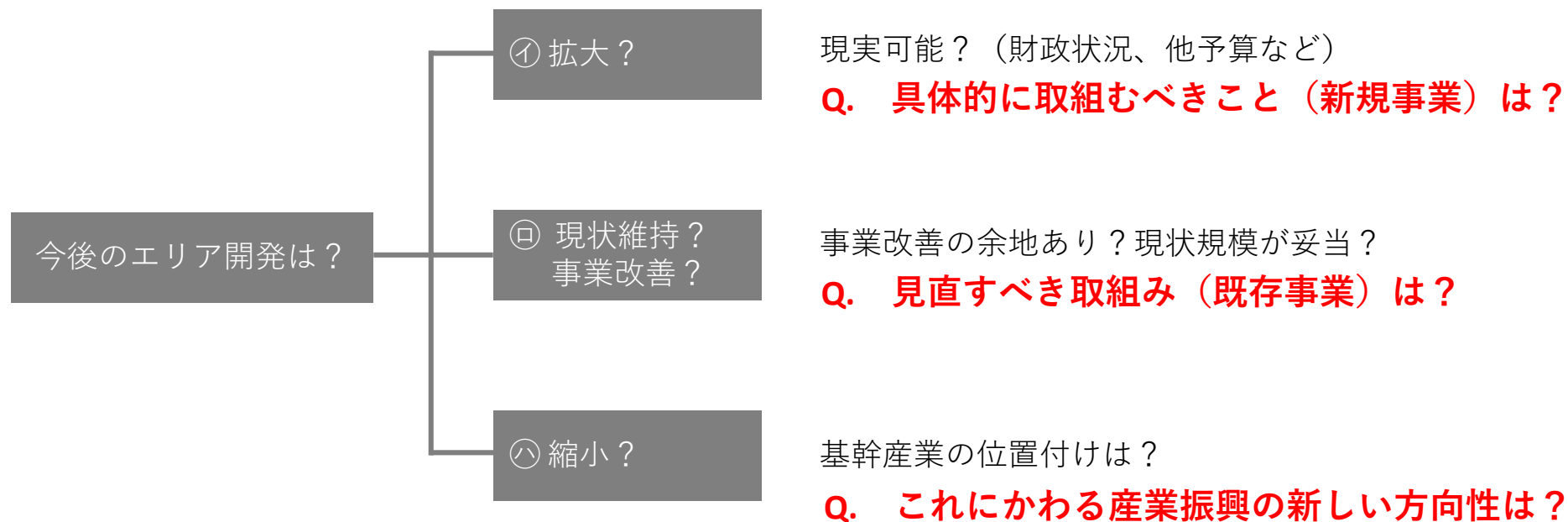
→管理運営にかかる最適な方法の検討プロセスが必要では？

→担当者レベルの意識改革がはかられているか？

討議のポイント

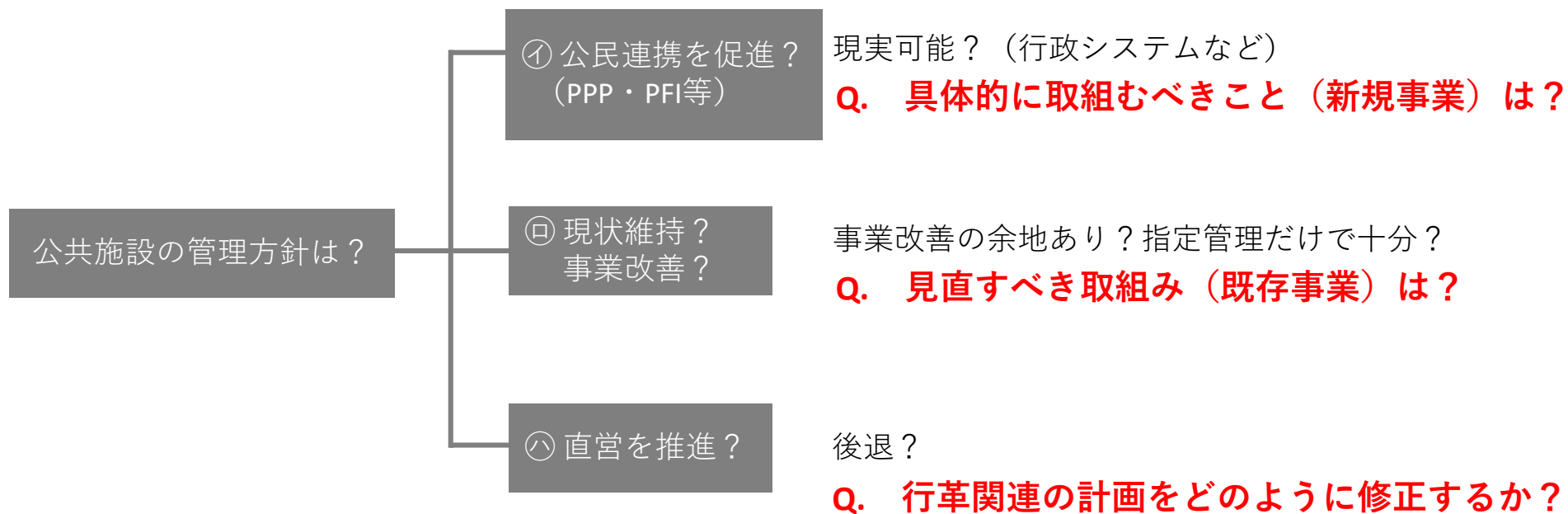
（１）エリア全体の開発の方向性とその事業が不明瞭

全体の整備方針を具体的に示した後に、必要機能を整備していくプロセスが妥当。また、環境整備に一貫性をもたせ、最終的に浜田の水産業のブランド化を明確に進める必要がある。加えて、貿易業・漁業を取り巻く環境が大きく変化しており、開発イメージを持って（水産業振興の中長期ビジョンを示した上で）の事業設計が必要。



（２）公共施設にかかる管理運営の手法が固定化

行革の観点から、事業の外部化（民間委託等―指定管理）を推進するとしているが、手法にバリエーションがなく、民間事業者がノウハウを発揮しやすい発注がなされていない。最適な形で公共サービスが提供されるよう、公民連携のあり方を具体的に検討する必要がある。

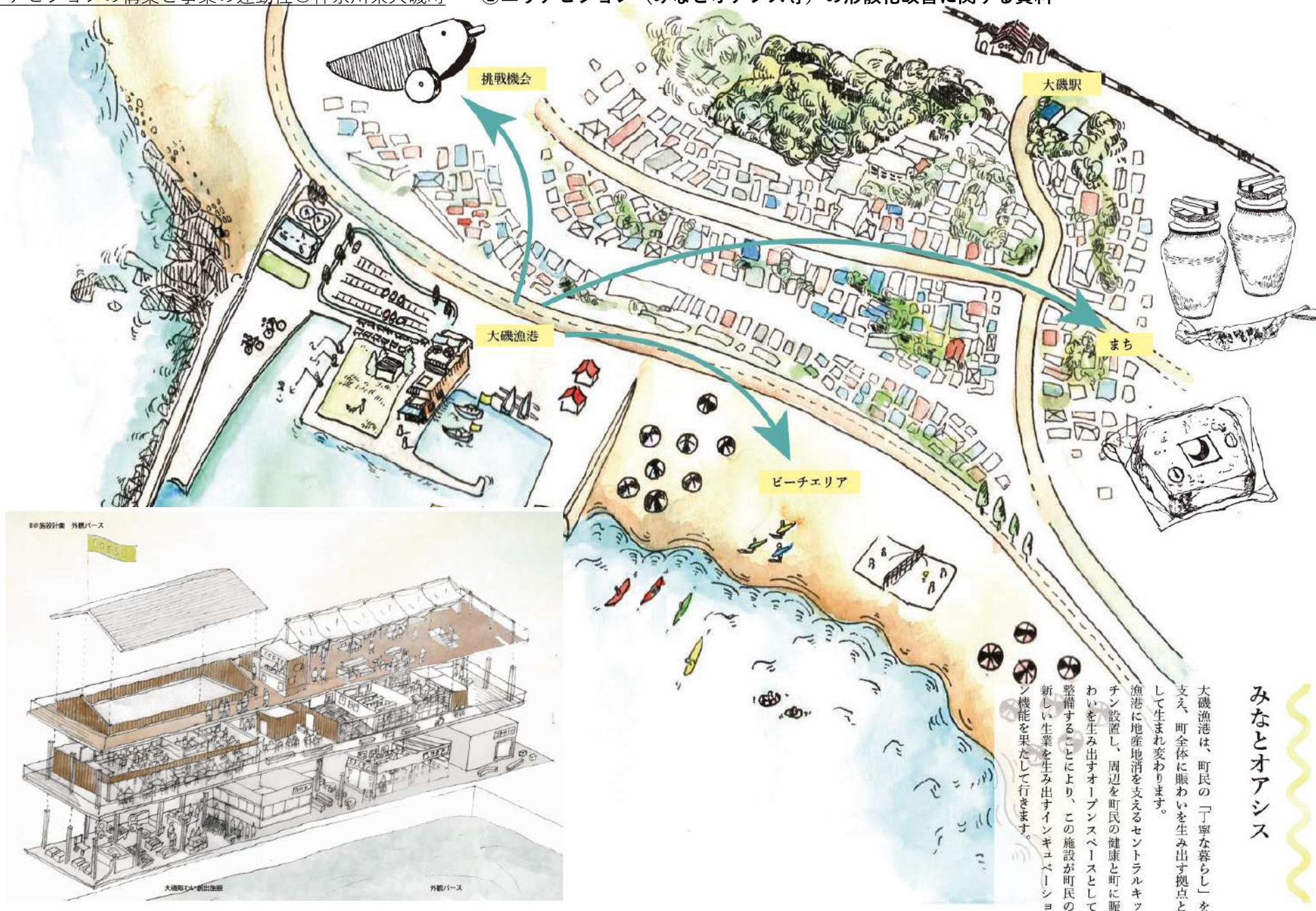


議員間討議の必要性

- 1、直近で大規模な事業が展開される時期であり、**緊急性が高い**
- 2、お魚センターの跡地活用は、**市民の関心も高い**
- 3、管理運営方法の議論は、他の公共施設の新築・改築・運営にも転用できるものであり、**討議対効果が高い**
- 4、**事業予算も大きく**、国・県との連携が重要な市の主要事業。

參考資料

15



岩手県高度衛生品質管理地域づくり



岩手県では、食の安全・安心に立脚した消費者から選ばれる産地を確立するために、沿岸市町村と連携して、魚を挙げ、水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した衛生品質管理を行う「高度衛生品質管理地域づくり」に独自に取り組んでいます。関係者が協力して、高鮮度・高品質な岩手の水産物を全国に広めていきましょう。

岩手県では、鮮度や素材の良さなど、本県水産物の強みをさらにいかすため、平成25年8月に「岩手県高度衛生品質管理基準」を策定し、漁業者、漁協、魚市場、水産加工団体、市町村等と連携しながら、水産物の漁獲から流通、加工までの一貫したサプライチェーンの構築に取り組むこととしました。

「岩手県高度衛生品質管理基準」とは

【基準の構成】

個別具体的な衛生管理基準

生産者による「漁獲」から、魚市場での「陸揚げ」、「荷捌き」、冷蔵施設等での「保管」、「運搬」、食品事業者による「加工」までの各段階で取り組むべき基準。

サプライチェーンとしての衛生品質管理基準

各段階の連結部分を含めた全体の基準。

【基準の対象】

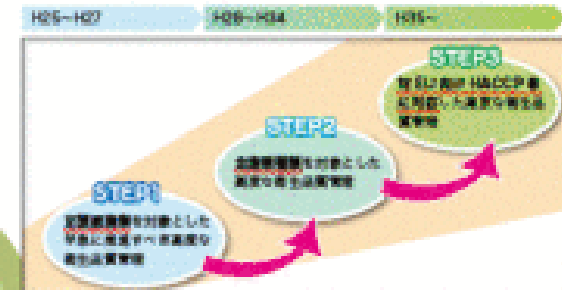
漁船、魚市場、冷凍冷蔵施設、製氷貯水施設、水産加工施設、運搬車両

【基準の位置づけ】

この基準は、市町村が「水産物高度衛生品質管理計画」を策定する際の参考にするとともに、県が各段階に対して実施する衛生チェック・現場指導の際に活用します。



（基準の各ステップと関連図解）



Point

① 漁船

漁船・設備の管理、漁獲物の管理、乗組員の衛生管理等

② 陸揚げ

陸揚げ場及び設備の管理、魚介類の管理等

③ 魚市場

漁船・設備の管理、人・車の管理、使用水の管理、魚介類の管理、農産物の管理等

④ 冷凍冷蔵施設

施設・設備の管理、温度管理等

⑤ 製氷貯水施設

施設・設備の管理、水の管理等

⑥ 運搬

運搬車両・設備の管理、温度管理等

⑦ 水産加工施設

施設・設備の管理、使用水の管理、農産物の管理、従事者の衛生管理、食品の管理等

⑧ サプライチェーンとしての管理

①から⑦までの一貫した衛生管理の徹底等

全国主要漁港取扱高（上位30）

時事通信社調べ

【総水揚量】

漁港名	平成30年		水揚量 前年比（%）	平成29年	
	順位	水揚量（トン）		順位	水揚量（トン）
銚子	1	252,388	89.88	1	280,790
焼津	2	169,806	110.62	2	153,508
釧路	3	121,878	87.26	4	139,679
長崎	4	118,532	87.37	6	135,664
境港	5	115,381	89.83	3	128,437
八戸	6	108,192	108.22	9	99,973
石巻	7	106,616	94.64	7	112,656
枕崎	8	96,963	104.33	8	92,942
松浦	9	92,858	105.91	5	87,673
稚内	10	85,750	175.07	12	48,981
気仙沼	11	82,493	111.67	10	73,870
根室	12	74,068	121.43	11	60,994
福岡	13	70,190	100.22	14	70,035
大船渡	14	43,233	126.73	20	34,114
女川	15	42,744	120.01	16	35,618
佐世保	16	40,809	89.82	15	45,436
唐津	17	34,273	109.80	18	31,214
波崎	18	31,759	82.96	17	38,280
下関	19	26,611	90.69	19	29,344
沼津	20	23,294	78.79	21	29,563
房勝浦	21	21,816	81.76	23	26,683
宮古	22	21,336	123.89	25	17,222
浜田	23	21,053	120.66	22	17,448
三崎	24	20,381	98.72	24	20,645
函館	25	18,656	84.20	27	22,156
塩釜	26	17,832	79.05	26	22,558
厚岸	27	17,366	121.63	30	14,278
紀勝浦	28	10,070	91.83	28	10,966
釜石	29	9,566	96.42	32	9,921
久慈	30	7,805	149.35	29	5,226

全国主要漁港取扱高（上位30）

時事通信社調べ

【総水揚金額】

漁港名	平成30年		水揚金額 前年比（%）	平成29年	
	順位	水揚金額（千円）		順位	水揚金額（千円）
焼津	1	44,784,553	93.53	1	47,881,476
福岡	2	43,695,232	97.06	2	45,017,504
長崎	3	32,501,254	91.69	3	35,447,143
銚子	4	29,648,435	106.43	4	27,858,116
根室	5	22,192,848	97.03	5	22,873,165
境港	6	21,782,150	105.86	8	20,576,264
三崎	7	20,862,922	93.74	6	22,255,438
気仙沼	8	19,844,336	105.27	11	18,851,453
石巻	9	18,437,039	88.50	7	20,832,170
八戸	10	18,119,873	90.64	9	19,990,376
稚内	11	17,973,882	116.62	14	15,412,614
枕崎	12	16,777,814	86.38	10	19,423,170
下関	13	15,984,996	88.30	12	18,103,802
函館	14	14,007,765	81.61	13	17,164,449
松浦	15	13,744,130	99.68	15	13,788,867
沼津	16	10,608,549	90.06	16	11,778,916
塩釜	17	9,717,182	90.51	17	10,735,655
佐世保	18	9,205,895	91.51	19	10,060,428
房勝浦	19	8,554,287	89.41	20	9,567,767
釧路	20	8,238,831	80.74	18	10,203,667
女川	21	7,928,137	98.42	21	8,055,688
紀勝浦	22	7,334,785	97.59	22	7,516,291
大船渡	23	6,590,614	99.09	23	6,651,386
宮古	24	6,584,943	102.43	25	6,428,734
唐津	25	6,321,016	96.62	24	6,541,967
浜田	26	5,652,462	104.68	26	5,399,989
厚岸	27	5,052,167	100.72	27	5,016,003
波崎	28	2,857,027	110.39	29	2,588,236
新潟	29	2,653,841	89.05	28	2,980,087
釜石	30	1,777,605	75.97	30	2,340,026



まずは対象魚種をリストアップ

まずは対象となる17魚種をリストアップし、一夜干しやコロケなどの加工品を試作。しかし首都圏のバイヤーや飲食店からは「おいしいけれどありふれている」との厳しい評価…。そんな中、萩で昔から食べられていた「金太郎」が、フランス料理で使用される「ルーージュ」の近縁種であることにヒントを得て開発したオイル漬け「オイル・ルーージュ」が好感触！「捨てていた小魚は高級フレンチだった」などのタイトルとともに、さまざまなメディアに取り上げられました。



小魚界のスター、「金太郎」に続け！

首都圏の高級スーパーやレストランに登場し、萩一番の“出世魚”となった金太郎に続けと、小アジやはい貝などを西欧風に調味したオイル製品シリーズを試作。魚離れに対抗する製品群を目指し、「魚の生ハム」の開発に取り組みました。一方で、萩の漁家で昔から食べられてきた郷土料理にも改めて着目。小型イカを使った商品「ドライスキッド」の試作なども進めました。

著名シェフとのコラボレーション

前年の2010年から、2人のシェフとのコラボレーションがスタート。熊谷喜八氏と共に小型のスルメイカを使った「いかたつぷりXO醤」を開発し、山形の地場野菜を救った料理人として名高い奥田政行氏とは「オイル・ルーージュ イタリアン」を共同開発。さらに奥田シェフによって世界経済フォーラム年次総会「ダボス会議」でオイル・ルーージュイタリアンを使った料理がふるまわれたほか、その後ローマ法王に献上される名誉も得ました。



築地場外にアンテナショップ開店！

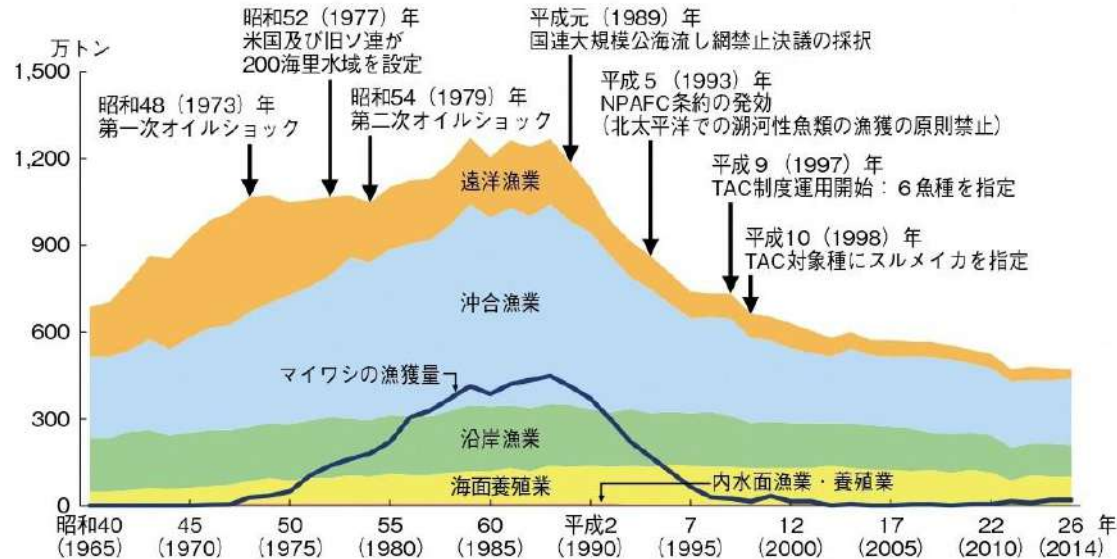
4年目となる2012年には、萩市と宇部市による鮮魚・加工品アンテナショップ「Bucchiné」が築地場外にオープン！もちろん当プロジェクトで開発した商品も購入できます。また、萩産の小魚「平太郎」を使った「オイルポニーフィッシュ」も開発しました。さらに、水産庁が提唱する「ファストフィッシュ（魚を手軽に食べられる商品）」に、「オイル・ルーージュ」「オイル・ルーージュ イタリアン」「いかたつぷりXO醤」が認定されました。



開発商品のブラッシュアップ

ラストイヤーとなる2013年度は、酒どころ萩にぴったりのおつまみとして、ヤズ（ぶりの若魚）のみりん焼き、シラの塩干しを開発中です。またこれまで開発した商品のブラッシュアップを行った結果、「オイル・ルーージュ」「オイルポニーフィッシュ」が、観光庁主催の「世界に通用する究極のお土産」に選ばれました。

①部門別漁業生産量の推移と漁業を取り巻く状況の変化



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」等に基づき水産庁で作成

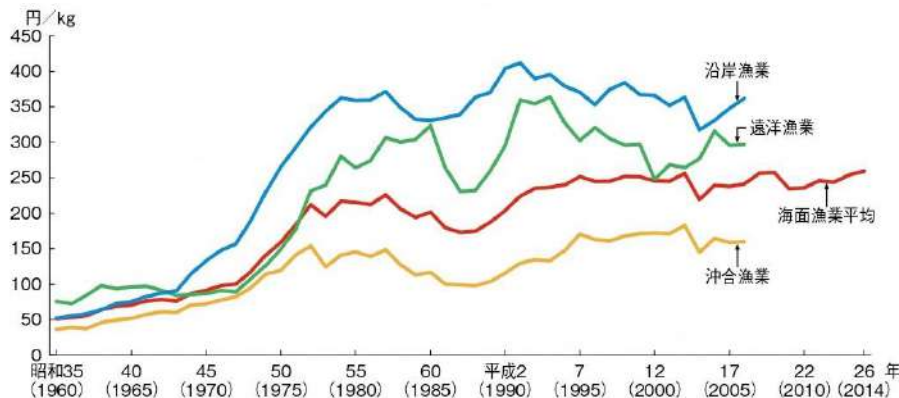
【図の説明】

①戦後、我が国の漁業は、高度経済成長の中で大きく発展、魚価は一貫して上昇し、無動力船がほとんどだった沿岸漁業においても動力船の導入が進んだが、昭和50年代に入ると、漁業生産をめぐる社会的・経済的状況は大きく変化し、我が国の漁業は転換点を迎えた。

②昭和48年に起こった第1次オイルショックによって高度経済成長期は終焉を迎え、昭和54年の第2次オイルショックの頃を境として漁業の拡大を支えた魚価の急激な上昇は止まった。

③戦後、貿易の自由化や国際的な輸送網の発達等のグローバル化が進展する中で、我が国の漁業と国際経済とのつながりも様々な面で深まり、昭和60年～平成7年の10年間に我が国の食料品輸入は大幅に増えて、水産物の輸入量も急増し、我が国の漁業は、輸入水産物との競合を一層意識せざるを得ない状況となってきた。

②遠洋・沖合・沿岸漁業の平均魚価の長期的な推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

注：1) 海面漁業生産額を海面漁業生産量で除して推計した。
2) 平成19 (2007) 年以降は、海面漁業の部門別生産額について取りまとめが廃止された。

③水産物の輸出入の長期的な推移



資料：財務省「貿易統計」

PPP/PFIについて ①

PPP : Public Private Partnership (官民連携事業)

PFI : Private Finance Initiative (民間資金等活用事業)

PPP/PFI推進の背景

我が国の現状

- 公共施設等の老朽化
- 厳しい財政状況
- 人口減少

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要であるが…

これらを実現する手段の一つとして**PPP/PFI**の活用が有効

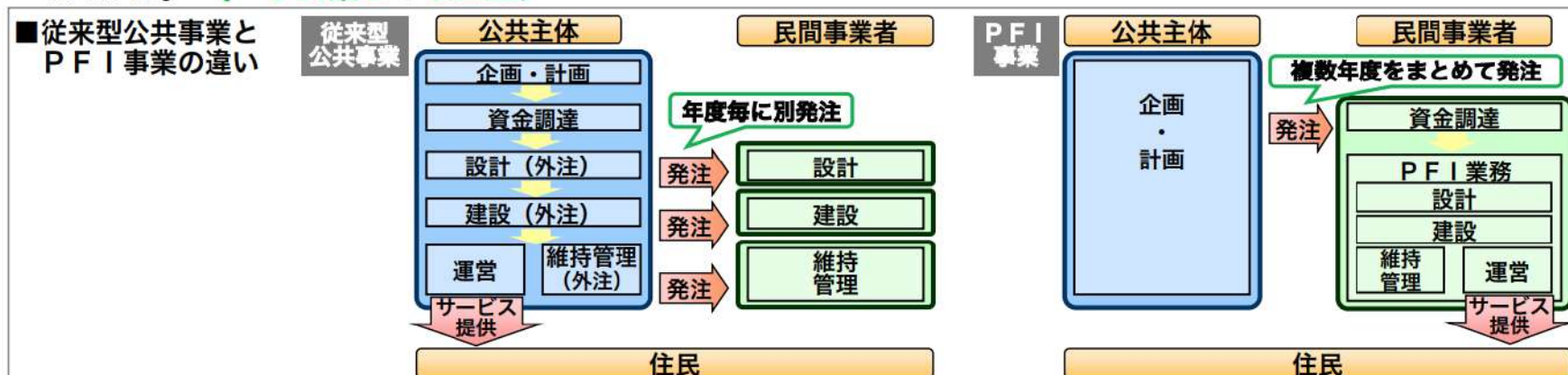
▶ 現在、666事業でPFIが活用されている。(参考資料1)

PFIとは？

(根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法))

- ① 庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。(事例集1：サービス購入型)

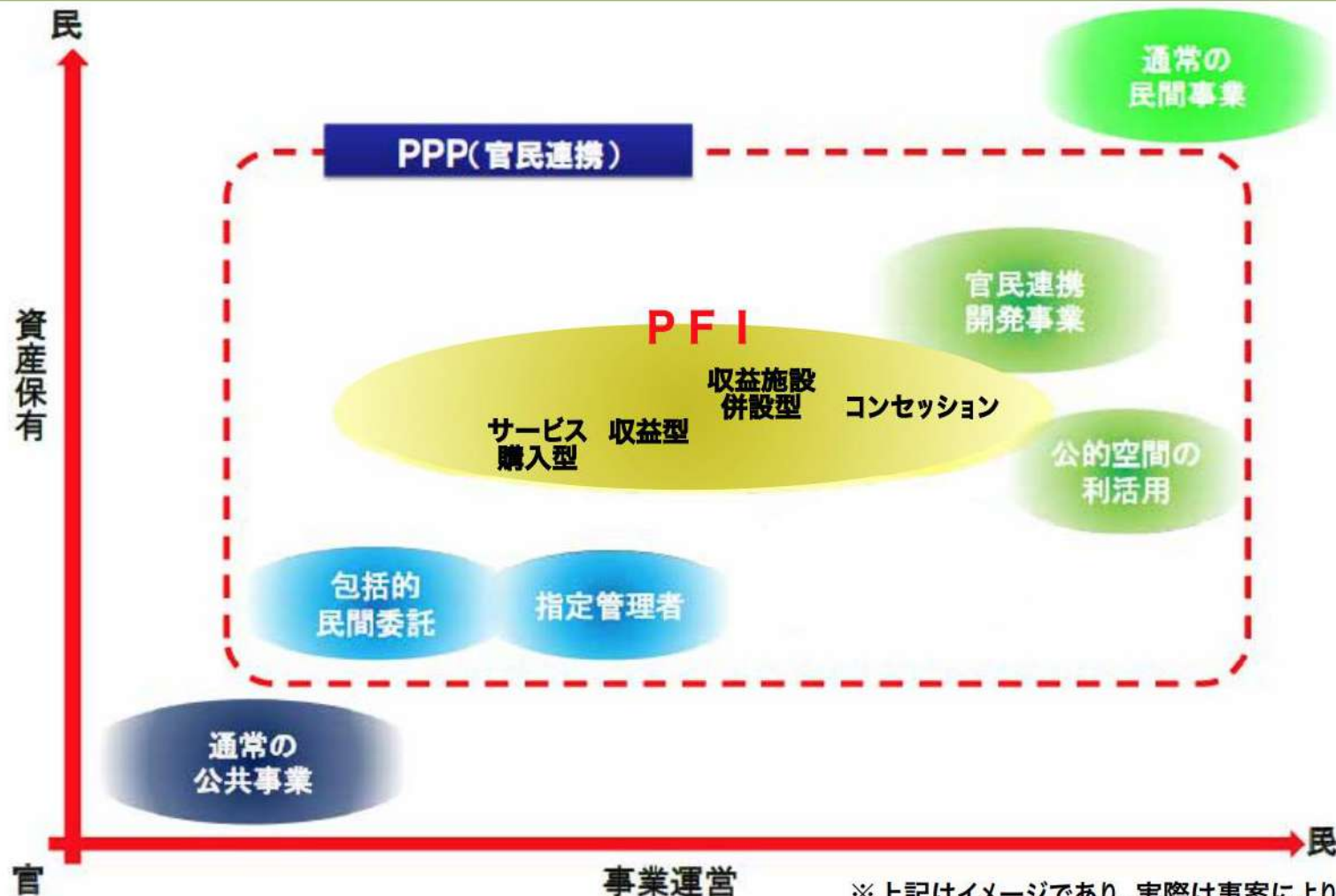
▶ 公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性がある。(事例集2：収益型)



- ② 民間事業者は、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の収益施設を併設させ営業させれば、より公共の負担が少なくなる可能性がある。(事例集3：収益施設併設型)

(参考資料3) PPP (Public Private Partnership: 官民連携事業) とは

○ 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



※上記はイメージであり、実際は事案により異なる。

(参考資料1-3) PFI事業の実施状況

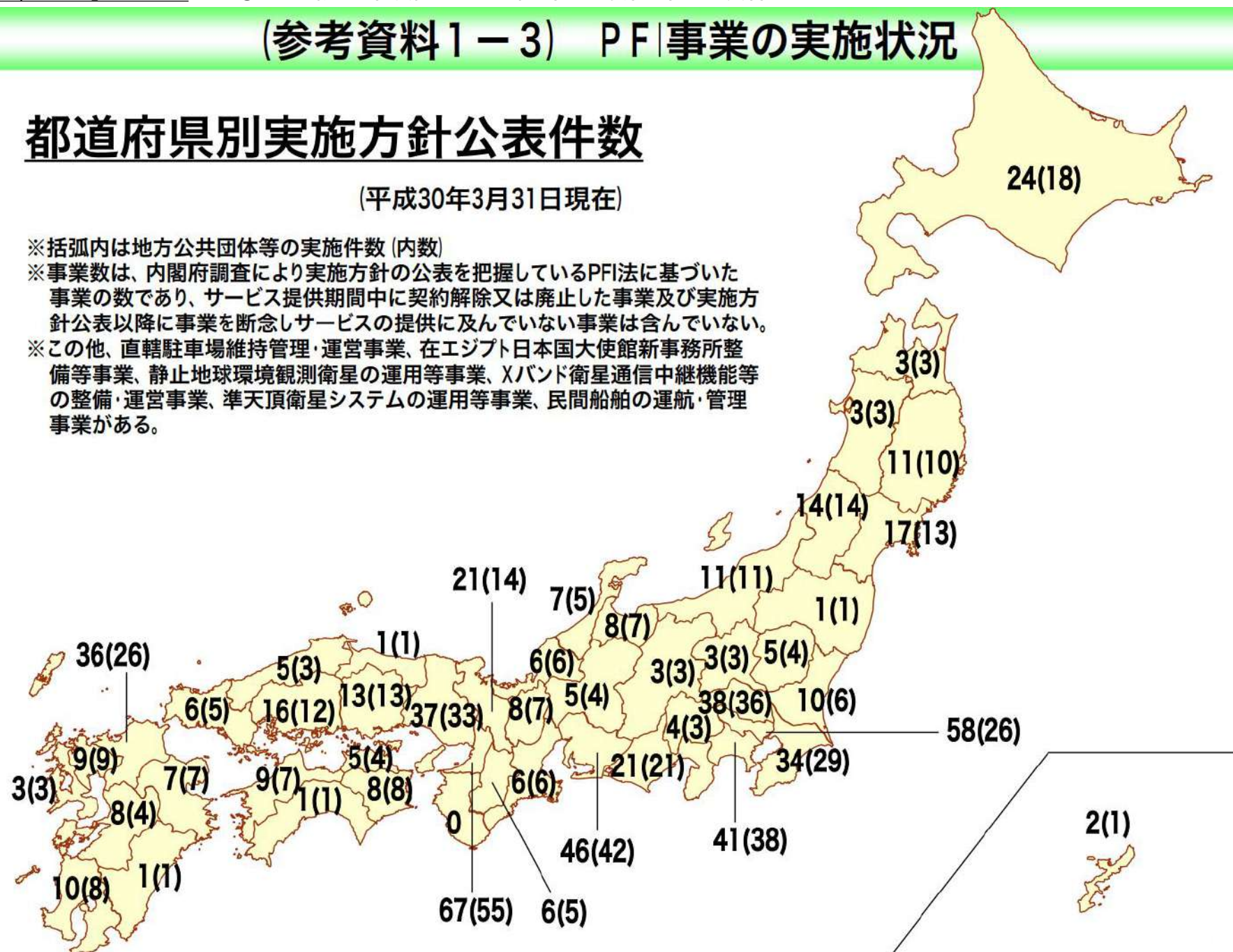
都道府県別実施方針公表件数

(平成30年3月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

※この他、直轄駐車場維持管理・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システムの運用等事業、民間船舶の運航・管理事業がある。



(港エリアのあり方)

- ・国土交通省「港オアシスについて」

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk1_000001.html

- ・国土交通省「港オアシス運営要綱」 <http://www.mlit.go.jp/common/001267464.pdf>
- ・(一社)岩手県食品衛生教会「岩手版HACCP」 <http://www.iwasyoku.sakura.ne.jp/haccp.html>

- ・参考施設及び事業

シーマーと「萩の地魚もったいないプロジェクト」 <http://seamart.axis.or.jp/contents/jizakana-mottainai/>

ひろめ市場@高知 <https://hirome.co.jp/>

大磯市@神奈川 <https://www.oisoichi.info/>

(施設管理の考え方)

- ・浜田市「浜田市事務事業の外部化（民間委託等）に関する指針」

<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1473137993863/simple/gaibuka.pdf>

- ・内閣府「PPP/PFIとは」

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/aboutpfi_index.html

- ・(特活)日本PFI/PPP/協会「PPP/PFIとは」

<http://www.pfikyokai.or.jp/about/>

- ・内閣府「PPP/PFI事例集」

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/pfi_gaiyou/pdf/ppppfi_jirei.pdf

- ・福岡市「福岡市における公共施設整備事業手法の検討体制について」

<http://www.mlit.go.jp/common/001123099.pdf>